

派遣される管理作業員の主な制度上の相違等について

勤務場所		派遣前	派遣中
給与制度		市条例適用	市条例適用(通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当については府条例適用)
勤務時間(基本形)		8:00～16:30(休憩45分含む)	府条例適用(内容については同左)
昇給	昇給日	毎年4月1日	同左
	勤務成績	人事考課による相対評価	同左
	昇給号数	評価区分 昇給号給数(2級以上の場合) ・54歳以下 第1・2区分:5号給 第3区分:4号給 第4区分:3号給 第5A区分:1号給 第5B・C区分:0号給 ・55歳以上 第1・2区分:1号給 第3・4・5ABC区分:0号給	同左
地域手当		(給料の月額+管理職手当+扶養手当)×16%	同左
扶養手当		配偶者:6,500円 子:10,000円 その他:6,500円 16歳の年度初めから22歳の年度末までの 子等への加算:6,000円	同左
住居手当		借家・借間居住者(大阪市外):28,000円以内 借間居住者(大阪市内):30,500円以内 持家:なし	同左
期末 勤勉 手当	支給割合	期末手当=基礎額×支給月数×支給割合 勤勉手当=基礎額×支給月数×支給割合	同左
年次有給休暇		4月1日を基準日として、1年に20日付与	4月1日を基準日として、1年に20日付与 派遣された日の残休暇日数を繰り越す。市に復帰する際も同様
特別休暇等		市条例適用	府条例適用
共済組合		公立学校共済組合	同左
互助組合		大阪市職員互助	同左
財形貯蓄		市財形貯蓄取扱金融機関の財形商品に加入	同左
被服貸与		市の規程により貸与	府の規程適用
健康診断		市が実施	同左
勤務評価 (評価期間)		人事考課による相対評価 (評価期間:4月1日から翌年の3月31日まで)	同左